

クリーン清掃応援隊活動実施要領

(目的)

第1条 ポイ捨て防止及び環境美化を推進する条例（以下「条例」という。）の目的の達成に寄与することを目的としてクリーン清掃応援隊を組織し活動するものとする。

(組織)

第2条 クリーン清掃応援隊は、次条に掲げる活動の趣旨に賛同する市民の自発的なボランティアで第4条の規定に基づいて登録した者で組織するものとする。

(活動)

第3条 クリーン清掃応援隊の活動は、本市内の駅前広場、道路、公園、海岸等の公共的な施設等の清掃活動及び条例の趣旨の周知・啓発活動を年数回行うものとする。

(登録等)

第4条 クリーン清掃応援隊の活動に参加をする者は、クリーン清掃応援隊登録簿に登録するものとする。（以下「登録者」という。）

- 2 登録は、性別、年齢、国籍の如何にかかわらず行うことができるものとする。
- 3 登録者が活動を行わなくなったときは、本人の申し出によりクリーン清掃応援隊登録簿から登録を抹消するものとする。
- 4 登録者が5年以上活動実績がない時点で、クリーン清掃応援隊登録簿から登録を抹消するものとする。
- 5 登録した住所、電話番号で連絡が付かない場合は登録を抹消するものとする。

(活動方法)

第5条 活動を行う場合には、その都度登録者に参加案内を行い、参加できる者をもって実施するものとする。

- 2 参加者は、無償で清掃活動に従事するとともに、居所から活動の実施場所までの往復の交通費等も自己負担とするものとする。
- 3 活動中の事故等により発生した損害は「市民まちづくりサポーター保険制度」により補償するものとする。（加入費用は市で負担）

- 4 活動に必要な清掃道具等は、市で用意するものとする。
- 5 登録者は、活動の実施場所及び条例の推進に関する提案を積極的に行うとともに、自発的な活動に努めるものとする。
- 6 活動の実施に当たっては、事務局の説明に基づいて行うものとする。

(事務局)

第6条 クリーン清掃応援隊の事務局は、横須賀市環境部環境政策課に置くものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成10年1月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。